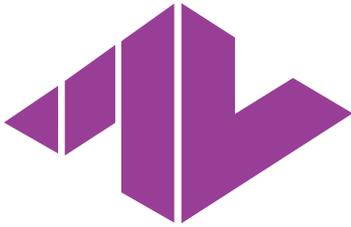


都留

市議会だより



第144号 平成19年8月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : gikai@city.tsuru.lg.jp



和みの里 ゆうゆう広場

目次

2 (ページ) 都留市議会議員

3 5月臨時会

会期日程

新議長・副議長

就任あいさつ

議案議決結果

常任委員会等

委員構成

4 6月定例会

会期日程

市長所信主要項目

議案議決結果

5 各委員会の

審査内容と結果

5 一般質問

小俣 武 議員

谷垣 喜一 議員

国田 正己 議員

杉山 肇 議員

清水 絹代 議員

小林 義孝 議員

14 人事案件

議会日誌

都留市議会議員

(平成19年4月30日就任)



十六番 近藤 明忠
十番 武藤 朝雄
四番 杉山 肇

十七番 上杉 実
十一番 国田 正己
五番 谷垣 喜一

十八番 小林 義孝
十二番 藤江 厚夫
六番 内藤 季行

◎議案審議 (閉会)	◎専決処分の報告	◎副議長の選挙	◎会期の決定	◎会議録署名議員の指名	◎議席の指定	◎議長選挙	◎仮議席の指定	5月15日 本会議 (開会)	五月臨時会会期日程
---------------	----------	---------	--------	-------------	--------	-------	---------	----------------	-----------



水岸 富美男 副議長



藤江 厚夫 議長

議長に 藤江 厚夫 氏
副議長に 水岸 富美男 氏

就任のあいさつ

市民の皆様には、平素から市議会に対して格別なご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。このたび地方統一選挙後の臨時会におきまして、議員各位のご推挙をいただき議長並びに副議長に就任いたしました。身に余る光栄に存じますとともに、その責務の重大さを痛感いたしております。今後はこの職責の重要性を深く認識し、公正で円滑な議会運営を図るとともに市政の発展に一層の努力を傾注してまいりたい所存であります。

地方自治体を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続いており、地方分権化や行財政改革など大きな変革期になっておりますが、議会といたしましては執行機関と両輪としての役割を果たし、市民の皆様の付託に応じていくため全力を傾注し、職責を全うしてまいりますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。



十三番 小俣 義之
七番 堀口 良昭
一番 谷内 茂浩

十四番 小俣 武
八番 杉本 光男
二番 清水 絹代

十五番 小林 歳男
九番 熊坂 栄太郎
三番 水岸 富美男

5月臨時会議案議決結果

市長提議

承第 1号	専決処分の承認を求める件（都留市税条例中改正の件）	5月15日	承認
承第 2号	専決処分の承認を求める件（都留市国民健康保険税条例中改正の件）	5月15日	承認
議第 44号	監査委員の選任について同意を求める件	5月15日	同意

委員 長 熊坂 栄太郎 副委員 長 杉本 光男 委員 小俣 義之 委員 藤江 厚夫 委員 内藤 季行 委員 水岸 富美男	産業・建設部（産業観光課・基盤整備課・下水道課）及び農業委員会並びに水道課の所管に関する事項	委員 長 谷垣 喜一 副委員 長 国田 正己 委員 近藤 明忠 委員 小林 歳男 委員 堀口 良昭 委員 谷内 茂浩	総務部（総務課・政策形成課・財務経営課・税務課）、会計課及び消防本部並びに選挙管理委員会、公平委員会、監査委員の所管に関する事項
委員 長 小林 歳男 副委員 長 小林 義孝 委員 近藤 明忠 委員 武藤 朝雄 委員 杉本 光男 委員 内藤 季行 委員 清水 絹代	議事運営及び議長の諮問に関する事項	委員 長 上杉 実 副委員 長 小林 義孝 委員 小俣 武 委員 武藤 朝雄 委員 杉山 肇 委員 清水 絹代	市民・厚生部（市民生活課・地域振興課・福祉事務所・健康推進課）、都留医科大学、都留市立病院、介護老人保健施設「つる」及び教育委員会の所管に関する事項

常任委員会等委員構成

平成十九年五月十五日就任

六月定例会会期日程

6月11日 本会議（開 会）

◎ 会議録署名議員の指名

◎ 会期の決定

◎ 提出議案の市長説明

並びに所信表明

◎ 議案審議

◎ 議案の委員会付託

6月21日 本会議

◎ 一般質問

6月26日 総務常任委員会

社会常任委員会

6月27日 経済建設

常任委員会

6月29日 本会議

◎ 委員長報告

◎ 議案審議（閉 会）

市長所信主要項目

- ◆ 国の地方交付税等の支援措置を講じる「頑張る地方応援プログラム」への「“教育首都つる”を目指したまちづくり」並びに「小水力発電のまち“アクアバレーつる”推進」の位置づけと推進
- ◆ 産業振興コーディネーターの設置
- ◆ 都留文科大学の独立行政法人化に向けた取り組み
- ◆ 市民への配信サービス「メルマガつ〜る」
- ◆ 窓口時間の延長
- ◆ 妊婦健康診査の助成の拡充
- ◆ 都留市立病院の適時・適切な改善
- ◆ 児童生徒のキャリア教育（職場体験学習）
- ◆ 文化振興（勝山城跡学術調査事業、仮称「勝山城と歴史・文化を生かしたまちづくり」をテーマにしたシンポジウムの開催、市民学芸員「谷の町 史の里案内人」の活用）



※詳細につきましては、後日、市役所またはホームページにて閲覧できます。

6月定例会議案議決結果

市長提出

議第 45 号	都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例中改正の件	6月29日	可決
議第 46 号	都留市都留戸沢の森和みの里条例中改正の件	6月29日	可決
議第 47 号	都留市営住宅条例中改正の件	6月29日	可決
議第 48 号	都留市消防団員等公務災害補償条例中改正の件	6月29日	可決
議第 49 号	都留市火災予防条例中改正の件	6月11日	可決
議第 50 号	平成 19 年度山梨県都留市一般会計補正予算（第 1 号）	6月29日	可決
議第 51 号	平成 19 年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算（第 1 号）	6月29日	可決
議第 52 号	契約締結の件（谷村第一小学校校舎（A・B 棟）耐震補強工事）	6月29日	可決
議第 53 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	6月29日	同意
議第 54 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	6月29日	同意
議第 55 号	固定資産評価員の選任について同意を求める件	6月29日	同意
議第 56 号	桑代沢外 17 恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について同意を求める件	6月29日	同意

議員提出

議員提出議案第 3 号	都留市議会政務調査費の交付に関する条例廃止の件	6月29日	可決
議員提出議案第 4 号	都留市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件	6月29日	可決

各委員会の審査内容と結果

◎ 総務常任委員会

本会議において付託された議第四五号、議第四八号、議第五〇号の一部について、六月二十六日委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎ 社会常任委員会

本会議において付託された議第五〇号の一部、議第五一号について、六月二十六日委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、生徒指導推進協力委員の年度実績報告について、都留文科大入費の内容について、都留文科大法人化に関する教授会の認識について、その他、質疑が行われました。採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎ 経済建設常任委員会

本会議において付託された議第四六号、議第四七号について、六月二十七日委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。



り可決すべきものと決しました。

政務調査費の廃止

議員提出議案第3号により、政務調査費につきましては、本市の財政状況や、昨今の地方議会を取り巻く厳しい状況などの環境下にあるものと認識し、廃止いたしました。

今後、議会が住民の付託に応え、幅広く充実した議会活動を展開し、活性化等を目指すために、議員としての調査・研修等には創意工夫を行う中で、これまでに以上に積極的に取り組んでいくものとなります。

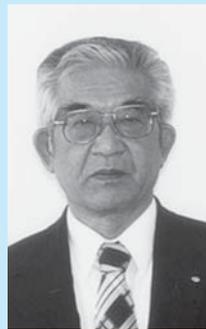
費用弁償の一部廃止

議員提出議案第4号により、費用弁償として支給されていた会議の出席に対する日当、交通費につきましましては、本市の厳しい財政状況や、現在の社会情勢にかんがみ、廃止いたしました。

一般質問

六月二十一日の本会議において、六名の議員が一般質問を行いました。

- ▽ 小俣 武 議員
- ▽ 谷垣 喜一 議員
- ▽ 国田 正己 議員
- ▽ 杉山 肇 議員
- ▽ 清水 絹代 議員
- ▽ 小林 義孝 議員



小俣 武 議員

- ▽ 学校給食について
- ▽ 大月警察署都留分庁舎について
- ▽ 防災無線について

学校給食について

問 多くの先人達が英知と努力をおこたらず尽力された結果が現在の自校方式とセクター方式で今日に至っているところであるが、昨年、学校給食整備検討委員会を立ち上げてから今日まで、どのような構成メンバーで何回開催されてきたか、市長に答申した経過と内容をお尋ねする。また、答申後の検討されている内容があればお知らせ願う。

答 大学教員、市議会、小中学校の教員・栄養士、関係行政機関の職員、公募による市民の計十人の委員をもって組織する委員会が立ち上げられ、平成十八年七月「学校給食調理場の整備に関することについて」諮問したところ、六回に渡る会議での議論や、市内学校給食調理場の視察、先進地である白根・八田学校給食センターの視察研修、また中央給食センターから一番遠方の都留第二中学校に於ける試食会等を経て答申案がまとまり、去る平成十九年二月二

日、答申を受けたところである。この内容については、一センター化が望ましいとしているが、用地の制約や財政状況を考慮した場合には、複数センター化も視野に入れて検討すべきであるとされている。学校給食の運営については、更に充実を図る中で既存の「都留市学校給食会」への業務委託が望ましいとしている。さらに、センター化に向けての留意事項の提言があった。この答申を踏まえ、様々な方面から検討を重ねているところであるが、現時点では、複数センター化も視野に入れた、夏狩地内の公有地を第一候補として、関係者への説明や県との事前協議を行っているところである。

大月警察署

都留分庁舎について

問 昨年、市長を先頭に市議会議長、多くの関係者が都留警察署を残してほしいと陳情したが、本年四月より大月警察署都留分庁舎になってしまった。警察署と分庁舎では大筋でどのように変わったかお尋ねする。

答

分庁舎の設置により、市民の利便性や安心感を低下させることのないよう、パトカーの複数稼働、大月警察署の当直体制の強化による事件・事故への緊急対応、富士吉田警察署など隣接警察車両の本市への乗り入れ、上谷交番への警察官常駐などとともに、分庁舎内には、許認可事務窓口の設置や地域課、交通課の専務員を引き続き配置しているとのことである。都留分庁舎への連絡体制については、一一〇番通報のほか、旧都留警察署当時の電話番号が昼夜を問わずそのまま利用でき、また、午後五時三十分以降の分庁舎への来庁に際しても、分庁舎玄関に設置してある専用電話にて大月警察署にも連絡がとれるとともに、緊急時においては、都留市内を警邏中のパトカーを即刻現場に急行させる配備を整えているとのことである。いづれにしても、夜型化・広域化する犯罪等への迅速かつ的確な対応が図られた、市民の皆さんが安心して暮らせる地域づくりに向け、大月警察署に対し、折に触れさらなる配慮をお願いしていきたい。



大月警察署都留分庁舎

防災無線について

問

十数年、生活習慣になつていた朝と夕方のチャイムが放送されなくなり数カ月、市民にも職員にも何の説明もないことについては、担当課として怠慢行為だと思ふ。なぜ放送が中止されたのか。また、放送されなくなったことについて、今後どのような対策を取るのかお尋ねする。

答

去る四月下旬、放送用ハードディスクの故障により、朝・夕のチャイムのみが流れなくなった。直ちに復旧のための対応をとるとともに、防災行政用無線によりそ

の旨を、市民の皆様所周知したところである。復旧までには、まだしばらく時間を要するが、この度、その応急措置として、別のシステムを利用し、朝・夕のチャイムを放送することが可能となったので、六月下旬には復旧できる

目処が立ったところである。市民の皆様には、大変なご不便をおかけしたが、今後このようなことが起こらないよう、さらなる保守点検に努め、防災行政用無線としての機能を確実に果たせるよう努めていきたい。



谷垣 喜一 議員

- ▼ 住居表示のありかたについて
- ▼ ICT（情報通信技術）の促進について
- ▼ 情報基盤整備事業について
- ▼ ファミリーサポートセンターについて
- ▼ グリーン購入の推進について
- ▼ 浸透型排水処理の早期改良について
- ▼ 特別支援教育支援員について

住居表示の

ありかたについて

問 市民生活に支障をきたしている同一番地はなくしていただきたいと願うが今後の取り組みは。

答

同番号の住居番号を解消する方法としては、申し出のあった建物のみに枝番号を付す方法と、同番号のすべての建物に枝番号を付す二つの方法が考えられる。申し

出のあった建物の中に枝番号を付す方法では、枝番号のついた建物と、つかない建物が混在し、番号による建物の特定は困難だと考えられる。また、すべての同番号の住居番号に枝番号を付す方法では、同番号のすべての世帯の同意が必要なこと、不動産の所有権登記名義人や運転免許証・預金通帳等の住所の変更手続きなど、該当する世帯に新たに負担が発生すること、付設当初は枝番号により当該建物

の特定が可能となるが、将来新たな建物が建設されることにより混乱が生じること等に懸念され、現在実施している自治体はごく少数と聞いている。今後とも明確で継続性の高い住居表示方法について、調査・研究していきたい。

ICT（情報通信技術）の促進について

問 総務省は「u・Japan政策」の推進により、二〇一〇年までにブロードバンド・ゼロ地域の解消、超高速ブロードバンドの世帯カバー率九〇%以上を実現としている。山あいの地域では、インターネットがしたくてもできない方もいるが、本市のブロードバンド、超高速ブロードバンドの状況と今後の取り組みについて伺う。

答 超高速ブロードバンドの世帯カバー率は、およそ七〇%となっており、これに加え、ADSLの利用可能地域を利用可能地域は、五月末現在およそ八五%となっている。残された地区においても、通信事業者から一部地域を除いて、一定以上の仮申込があることを条件に、順次、対象地

区内の光ファイバー網の整備が行なわれると伺っている。今後、ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けて、通信事業者への働きかけを行っていききたい。これらの取り組みを推進することにより、市内のブロードバンドカバー率は九〇%を超える見込みであるが、採算性の面で、民間業者による整備が困難であるとされた一部地域については、今後、「u・Japan推進計画二〇〇六」に基づき、ブロードバンド整備方針を注視する中、調査研究に努めてまいりたい。



情報基盤整備事業

について

問 総務省は二〇一一年には完全デジタル元年として国際競争力を強化していくことを目指し、二〇〇八年度には情報通信の見直しを図ることとなり、二〇一一年七月には地上波テレビのデジタル放

送が開始される。こうした喫緊の課題に、行政と市民が双方向通信ができ、デジタル放送にも対応ができることが望まれているが、今後の取り組みについて伺う。

答 共聴施設の整備・改修、ケーブルテレビなど代替手段による情報通信基盤の整備、また、難視聴地域の解消に当たっては、市町村に負担転嫁することなく、国及び放送事業者の責任において必要な支援措置を講じること、さらには、CATV放送による視聴について、都内民放送事業者と区域外同時再送信の同意が得られるよう国において必要な措置を講じることなどを、県市長会を通じ、国に要望している。本市では、「都留地上デジタルテレビ放送連絡協議会」が設立されているので、今後も、同協議会を中心とする市内全域のネットワーク化に対する支援に努めてまいりたい。



ファミリーサポートセンターについて

問 仕事と育児の両立支援と、病気時の一時保育など家庭での育児支援を目的に、子育て支援を受けた「依頼会員」と、子育ての手伝いを希望する「援助会員」の双方が登録して有料サービスに助け合いながら活動する組織で、子育て支援につながる援助会員の数とその事業内容、今後の取り組みについて伺う。

答 平成十三年四月に国は「仕事と家庭両立支援特別援助事業」を創設し、その中で位置づけられたこの支援事業の設置基準は、原則として人口五万人以上の市町村を対象に、国・県が補助対象事業とするとされたことから、複数市町村による共同設置に向け、隣接市町村に打診を行って来たが実現には至らず、平成十七年度からはソフト交付金事業へ移行したところである。このような経緯から、本市ではこれと同様な子育て支援事業として、平成十三年に一時保育事業を取り入れ、また、平成十五年には、いき

いきプラザ都留において「託児型サロン」をオープンし、現在、「親子一緒サロン」とともに毎月二回実施し好評を得ている。さらに、平成十七年六月からは、「病後時保育事業」を市内の小児科医に委託し、大勢の保護者の皆様にご利用いただいているところである。今後、「都留市次世代育成支援行動計画」に基づき「地域のなかで子どもが健やかにのびのび育つ街づくり」を目指し、行政と民間、さらに地域やボランティアの皆様と連携・協力し、子育て支援の推進をしていきたい。



親子一緒サロン

グリーン購入の推進について

問 地方公共団体によるグリーン購入の推進は、持続可能な循環型社会を形成する上で重要な役割を果たし、地域住民が直接行政サービスを受ける接点であり、その影響は極めて大きいものがあるが、今後の取り組みについて伺う。

答 本市では平成十一年度行動計画」を策定し、環境保全に配慮したグリーン購入を推進してきたが、グリーン購入法が施行された平成十三年度からは、これをさらに発展させ、具体的な調達目標を定めた取り組みを実施するため検討委員会を設置し、「グリーン購入調達方針」を定め、その方針に沿った「購入対象物品表」を作成し、組織的にグリーン購入を実施している状況である。購入実績については、平成十七年度が八八%、平成十八年度が九三%という結果となっており、毎年、広報つるやホームページ等で公表し、市民へのグリーン購入の啓蒙を図っている。なお、今後の取り組みについては、

本年度策定した「都留市環境基本計画」に基づき、市の役割を率先して担うべく、積極的にグリーン購入を推進していきたい。



浸透型排水処理の

早期改良について

問 浸透型排水処理すなわち地面に穴を掘って地下に浸透させている世帯があり、環境や衛生面においても決してよくないことは明らかである。平成十六年に、都留市生活排水処理状況調査をしたと聞いたが、浸透型の数と今後の取り組みについて伺う。

答 この調査は平成十六年度に、本市の下水道認可区域百八十五haを除く地域に所在する七千七百十四世帯について、トイレ及び浄化槽の設置状況を調査したものであり、調査の結果、単独浄化槽は五千五百二十二件、合併処理浄化槽は七百九十五件で、合計すると全体の約八二%が浄化槽設置済みであり、汲み取り式は約一四%にあたる一千四十四件であった。この

結果については、今後の効率的な汚水処理整備計画策定の際などに活用していきたい。浸透型の数と今後の取り組みについて、本市においては、建築確認申請受付の際に、必ず公共用水路に接続して排水するよう指導しているところであるが、最終的に許可を出す山梨県が、合併浄化槽からの排水で、基準に適合する処理装置を設置した場合のごく一部について、地下浸透を認めていると伺っている。今後は、公共下水道を含めた汚水処理施設整備交付金事業を推進する中で、問題の解決に努めていきたい。

特別支援教育支援員

について



問 本年四月より特別支援教育が本格実施となり、子どもたちに対する地域や学校での総合的な支援が行われることとなった。昨年六月に学校教育法が改正され、障害を持つ児童生徒への支援教育の推進を図るために「特別支援教育支援員」が法律上明確に

位置づけられたが、本市において支援員の拡充について今後の取り組みについて伺う。また、学年別の該当児童・生徒数、希望する児童・生徒数についても伺う。

答 これまで小中学校の特別支援学級や、普通学級での特別支援教育のために、市単独で三名の補助員を配置し、平成十九年度には谷村第一小学校に情緒障害通級指導教室を設置し二名の教員を配置するとともに、東桂小学校に一名の生徒指導協力員を配置するなど、障害のある子どもに対する支援体制の一層の充実を図っているが、今後も

各学校と連絡を密に行い、協議を重ねながら、支援員の適切な配置に努めていく。なお、小中学校の先生方が、発達障害ではないかと思われる児童生徒数は、小学校一年生で五名、二年生で十三名、三年生で十一名、四年生で十一名、五年生で十六名、六年生で七名、中学校一年生で十六名、二年生で二十二名、三年生で十六名、合計百十七名で、全児童生徒数に対して三・八パーセントとなっている。このうち、谷村第一小学校の情緒障害通級指導教室に通っている児童数は二十名である。



国田 正己 議員

- ▼都留市に小児初期救急医療センターの設置を
- ▼市立病院内に保育所の設置の進捗状況について

都留市に小児初期救急医療センターの設置を

問 県では平成十八年十二月定例会において郡内地域に設置する方針を明らかにし

たところであり、富士・東部地域保健医療推進委員会も整備することが望ましいと発表した。郡内地域に設置するならば郡内地域の中心であり、交通の利便性からみても本市が最適である。病院経営の健

全化に職員一丸となり取り組んでいる状況のなかで、設置を県当局に強力で働きかけていくべきだと思うが、当局の考えは。

答 本市は地理的に、富士・東部地域の中心に位置するとともに、平成二十一年三月には都留インターチェンジのフルインター化も予定されていることから、利用者の利便性や勤務医の確保の面で本市への設置が、妥当性が高いとの意見集約を行い、この度、富士・東部保健医療推進委員会に、都留医師会のご賛同をいただく中、計画案を提出することとした。今後、様々な困難が予想されるが、医師会との連携を一層図る中、当地域の安心で確実な小児初期救急医療体制の実現に向け、鋭意取り組んでいきたい。

市立病院内に保育所の設置の進捗状況について

問 地域医療の中核病院として健全経営で運営していることに対し高く評価するものであり、市民の皆様の目線に立った診療体制で運営していただきたい。病院内に看護師の皆さんが出産や子育てを

機に退職しないで済むように、院内保育所の開設を十二月定例会で提案したところであるが、その後の進捗状況は。



都留市立病院

答 昨年度、院内保育施設の需要調査や他病院の保育施設等を調査中、その必要性を認識し本年度当初予算に、院内保育施設の設置に係る予算を計上したところである。現在ハード面として、施設を院内に設置する場合と敷地内の別の場所に設置する場合とでの利便性や効率性等、様々な観点から比較・検討しているところである。また、ソフト面として、運営形態、入所資格、入所定員、保育時間、保育料等について、医師を始め保育を希望する看護師、職員組合の医療部代表

者、その他関係者などで組織する検討会を設置し、様々な意見を取り入れた適切な運営基準を策定中である。今後、本年十月の開設を目的に鋭意準備を進めていく。

者、その他関係者などで組織する検討会を設置し、様々な意見を取り入れた適切な運営

基準を策定中である。今後、本年十月の開設を目的に鋭意準備を進めていく。



杉山 肇 議員

- ▼地域のあり方について
- ▼水環境について
- ▼河川の水質検査について
- ▼スポーツ施設の管理運営について

地域のあり方について

問 協働のまちづくりとは、市民と行政との対等な関係によるパートナーシップであると認識している。各まちづくりでは、住民が知恵を絞り、献身的に活動しているが、地域が将来的に本来の意味での自立をするためには、地域に対する自由度と資金が必要であり、現在の体制では限界があると思うが、将来的に地域と行政の形をどう考えているか。

答 市内全地域に協働のまちづくり推進会が立ち上がり、各々地域の特色を生かした活動が展開されており、

今後、住民の参画意識の高まりとともに、様々な公共的サービスの内容や供給のあり方などについて住民自身が関わって決めるようになり、さらに、自らが必要と判断した公共的サービスについて、地域の多様な主体による公共的活動が活発に展開されるようになるものと期待している。一方、これに対する行政の役割は、条件整備に努め、様々な公共的サービスの主体との協働による個性と活力に満ちた地域づくりを企画し、実践することにあると考えている。

本年五月、職員による「都留市新しい公共空間形成調査研究会」を設置し、これまで行政が担ってきた全事業を対象に、住民参加による事業仕分けを試行的に実施することとした。このことを通じ、地域に権限と財源が移ることに繋がつていくものと考えている。また、「新たな公共空間」の形成に向けた制度設計を指し「地域協働による公共的サービス提供のあり方調査研究事業」に着手したところである。今後、本事業を通じ、本市に合った手法の調査、研究を行い、地域の創意工夫を取り入れることを可能とするパートナーシップの構築に努めていきたい。

水環境について



問 昨年四月「第三次環境基本計画」の中で重点分野政策プログラムとして「環境保全上健全な水循環の確保」が掲げられたが、「アクアバ

「レール」を前面に標榜している本市として、水環境の保全が何より喫緊の課題であると思う。本市としての生活排水処理基本計画の策定は本年度中に見直しがされる下水道計画について伺う。

答 平成十六年三月に、平成十六年度を初年度とし、十年後の平成二十五年度を計画目標年度とする都留市の「一般廃棄物処理計画」の策定を行ない、この中の第三部で市が長期的・総合的視点に立つて、計画的に水質汚濁発生源の削減をしていくための排水基準を遵守させる監視や指導、下水道施設の整備促進、合併処理浄化槽の維持管理の適正化促進、家庭雑排水中の汚濁負荷の削減促進等を定めた「生活排水処理基本計画」を策定し、その実現に努めている。◎現在の全体計画面積は八百九十七・六ha、事業認可面積は二百五十・二haであるが厳しい財政状況の中で、全体計画の見直し作業を市内において実施しており、今後、山梨県との事前協議、都留市公共下水道事業審議会での審議、また、山梨県及び桂川流域構成五市町との協議を行い、具体的な地域や整備方法などについて、事業

計画変更認可申請を提出することになる。なお、桂川流域五市町との調整・山梨県との協議及び国土交通省・環境省との協議を平成十九年度中に済ませ、平成二十年度当初に事業計画変更認可申請を行う予定であり、その概要が決まり次第、公表していきたい。

では九項目について行われているが、河川の汚濁状況を見るだけであれば、BOD、全窒素、全りん等の三項目で十分であり、サンプル数を多く取るのであれば、誰にでもできるバックテストによる検査でも信頼性の高いデータが取れるはずである。◎「都留市環境基本計画」の「市民の参画する仕組みづくり」という観点から、地域住民や子供たちによる調査が有効であると思うが。

答 ◎市内を流れる河川、かんがい水路その他公共の用に供される水路に人家、工場及び事業場からの排水などによる水質の汚濁防止等、住民の生活環境の保全を図ることを目的として、気温、水温及び生活環境の保全に関する環境基準項目で定められた、全九項目の検査を実施しており、その結果は、広報つるにより毎年お知らせしている。水質検査の移り変わりをみると、その年の気象状況によつて多少のばらつきはあるものの、概ね良好な結果となっており、魚類の生育環境に着目したBODの年間平均値での評価では、直近の平成十八年八月に実施した全ての箇所、ヤマメ、イワナなどの



桂川

河川の水質検査

について

問

◎現在、市では業者に依頼し、年二回、市内十河川、二十三カ所について水質検査をしているが、事業目的、及び、その評価をどうとらえているのか。◎その検査

生育に適するAランク以上の河川となっている。◎山梨県及び県下の市町村で実施している公共用水域等の測定項目のうち、生活環境の保全に関する環境基準項目は七項目となっており、それら項目については広域的に比較が可能なことから、今後も継続的に実施していきたい。◎今後の基本計画推進の中核となる環境保全市民会議に、地域住民を代表する方や教育関係者にも入っていただくことになっていくので、会議の中にご提言の趣旨を提示し、ご意見を頂いていく。

スポーツ施設の

管理運営について

問 近年、生活の質の向上を求めめる声や、健康意識の高まりなどから、老若男女を問わず、スポーツに対する意識が高まっている。現在、教育委員会により、各スポーツ施設の管理運営が行われているが、冬季の閉鎖や、時間的な制限等、利用する市民の側に立った運営とはいえない面があるように思う。今後のスポーツ施設について、また、管理運営のあり方について考えを伺う。



都留市民総合体育館

答 冬場の天候によるグラウンドの保護や芝生養生などのため、状況に応じ制限している。何れの施設についても、年度初めに関係者による施設使用の調整会議を開催し、各々の団体・組織の利用期間や主要大会の開催などを確認し、施設の使用に支障を生じさせないよう対応している。今後、指定管理者制度や、ふるさと普請事業を活用して施設整備に取り組んでいる宝の山ふれあいの里のターゲットボードゴルフ場の手法等による施設の整備や、管理運営のあり方について検討していきたい。



清水 絹代 議員

▼国の教育再生会議の議論による

都留文科大学の今後の影響について

▼都留文科大学独立行政法人化の柱である組織・運営について

▼学校給食センター化について

▼「食育つる推進プラン」の推進体制について

国の教育再生会議の議論による都留文科大学の今後の影響について

問

実践的な教員養成を目的とし実績を重ね、全国に多くの教員を輩出してきた大学は、教育現場の人材育成の大きな役割を担う立場として、この会議の議論が今後どのような影響があるのか、また、独立行政法人化とどう連動するのか伺う。

答

一つには、国立大学に対する運営費交付金改革の動向が挙げられ、教育・研究面、大学改革等への取り組みの実績評価を重視した配分に改めることとされており、成果主義の導入や経費削減の圧力は、国立大学に止まらずに、今後、公立大学にも波及

することが懸念され、さらに、教育再生会議の報告を契機に、各大学・大学院改革が一気に加速することが予測され、都留文科大学もこれらに迅速に対応できる組織・体制を、一日も早く構築することが喫緊の課題となる。二つ目は、必ずしも、教員養成系大学のトップブランドにはなっていない現実があり、幅広い教養と開かれた心を持ち、実践教育を身に付けた学生をいかに育成することが、大きな課題となっている。教育再生会議の第二次報告では、「学力向上にあらゆる手立てで取り組む」、並びに「心と体、調和の取れた人間形成を目指す」ことが挙げられており、また、具体策として、「魅力ある授業」や「教員の質」が求められているため、組織・

機構改革を実行し、魅力的で個性的な活力に溢れる大学づくりに努めていきたい。なお、都留文科大学の地方独立行政法人への移行は、そのための手段として位置づけている。



都留文科大学

都留文科大学独立行政法人化の柱である組織・運営について

問

準備委員会の説明資料によると、法人化されることにより、現状の学長をトップとした教授会主体の組織・運営体制から、役員を置き、審議機関を設置するなど、理事長をトップとしての組織・運営になるが、現状とどう変わっていくのか。◎経営は経営、教学は教学とそれ

ぞれ専門分野を活かせるような、組織・運営を目指すことが重要であると考えているが、いかがか。◎目標・評価制度について今後どのような検討される予定があるのか。

答

◎教育研究に関する審議が中心となった教育研究審議機関において行うこととし、法人経営に関する審議については、理事長を中心とする経営審議機関で行うこととされ、理事長のトップマネジメントが発揮できる運営組織となり、必要な大学改革を迅速に行うことが可能となる。さらに、法人の理事長については、理事長は原則として学長を兼務とされ、なお、定款の定めで、学長を理事長とは別に任命することが可能となっている。これは、基本的に、学内で選考された学長を理事長とし、経営と教学の両方を担って頂き、一人に全ての権限を集中させる組織とするか、または、学内の教育研究分野はこれまでどおり学内選考によって選ばれた学長に担っていただき、大学経営については、経営専門家等を理事長に市長が任命して、各々の得意な分野を分担して担う組織にするかという相違

がある。◎現在の厳しい大学淘汰時代を生き残るための方策として、重く受け止めてまいりたい。現在、都留文科大学法人化準備委員会では、法人化に向けた組織・運営などを規定する「定款」の内容について十分な協議・検討が進められているので、同委員会の取りまとめを尊重する中、本市にふさわしい大学づくりに取り組んでいきたい。◎法人の経営に当たっては、目標に基づく管理と評価が義務付けられている。大学の設置者である市長は、議会の議決を経て、六年間の中期目標を定めることとされており、これを受け、基本計画、並びに年度計画を作成し、市長が認可することになる。さらに、大学では、毎年度、「事業報告書」を市長に提出し、評価委員会において、評価を受け、その結果を議会に報告することとされている。なお、この評価委員会は、第三者機関として大学運営に高い見識を有する外部有識者で構成され、大学の自己点検・評価等を踏まえ、運営改善等の評価を行うい、その評価結果が法人の業務運営に反映される制度となっている。現在、中期目標の内容や評価制度についても、

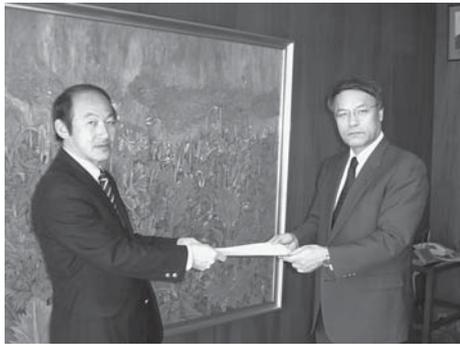
準備委員会において、協議が進められているので、これらに基づき、大学の質を保ち、魅力ある大学となるための中期目標や、評価制度を導入していきたい。

学校給食センター化について

問 東桂センターを現状維持し、都留一中エリア、都留二中エリアの三センターが望ましいとの意見が圧倒的に多く聞かれるが検討をお願いしたい。◎学校給食整備検討委員会の答申によると「安全性・食の質を落とさないようにする」との文言があるが、食育問題を含めた課題や現実的に食の質をどのように保たれるか何う。

答 ◎平成十八年七月二十五日、学校給食整備検討委員会に「学校給食調理場の整備に関することについて」諮問したところ、平成十九年二月二日に答申を受けたところである。その内容は、一センター化が現実的に望ましいが、短期間での財政負担や、公有地の活用を考慮する中で、各種要因による制限が生じた場合は複数センター化も視野にいれて検討すべきであ

るとしている。この答申に基づき、公有地の中から建設候補地を選定したところ、夏狩地内の用地を第一候補地として、複数センター化も視野に入れながら、様々な課題を解決すべく、現在、検討を進めている。◎ドライシステム化の採用や、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分した施設を整備することなどにより、現在の施設に比べ格段の改善がされるものと考えている。また、給食の質については、一層の地産地消の推進や、良質で安全な食材の確保を図る中、配食数に応じた設備整備や、配給車の台数・経路の工夫、調理方法の工夫や人員の適切な配置、二重食缶の使用などにより、これまでと同様のおいしい給食が提供できるものと考えている。



学校給食整備検討委員会からの答申

「食育つる推進プラン」の推進体制について

問 食育基本計画は非常に性に疑念を抱いている。四年後の数値目標に向けてどのような推進していく予定か、また、今後の推進に向けて専門職の強化や、ネットワーキング等々の体制作りが必要であると思うが、どのような推進体制をとる予定か何う。

答 同プランは、公募による十九名の委員からなる「食育つる推進プラン策定委員会」の手で素案づくりが行われ、これに基づき、パブリックコメント制度により、市民に公表し、意見を求めた上で、本年三月に策定し、四月より同プランによる取り組みをスタートさせたところである。プランに盛り込まれている食育の推進に関する具体策の実行に向け、企画推進局に設置している「食育つる推進班」において、各種の取り組みに着手しているが、食育を推進するためには、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域などが、相互に連携を深め、それぞれの持つ機能と役割を最大限発揮できる環境を整備す

ることが必要不可欠であるため、行政もその一翼の担い手となり、食育を推進する立場にある様々な分野の担い手と連携・協力を図るなか、推進体制を確立し「食育」の推進に努めていきたい。また、専門職等の強化については、こ

れらネットワーキングなどと併せ、検討していきたい。



小林 義孝 議員



- ▼ 市立病院の総務大臣表彰と今後について
- ▼ 増税に対する救済措置の周知を
- ▼ 市に雇用相談窓口の設置を
- ▼ 年金生活者にゴミ袋の無料配布を

市立病院の総務大臣表彰と今後について

問 全国の四病院の一つとして表彰を受賞したことについて関係者の努力に敬意を表するが、自治体病院を取り巻く情勢、環境は楽観できるものではない。◎大月、上野原との三市の連携はどういう内容になるのか、市として、あるいは市立病院として検討されているものがあるのか何う。◎看護師の間で、指定管理者へ委託するという

噂が広がっており、勤務がさらに大変になり、身分も公務員でなくなると心配する声があるが、見解を問う。◎市民は現状に必ずしも満足していない。職員の対応や待ち時間の長さ等である。現在、改善を考えている課題があるか何う。

答 ◎四月二十七日に、第一回目の関係職員による協議が上野原市において開催され、市立病院に関する事項については、各病院の現状についての報告がなされ、今後、病院担当者によるワーキング

グループを設置し、具体的な検討を行うことになっていく。◎本院においては、指定管理者制度の導入は現在のところ選択肢にないが、全国の自治体病院では、厳しい経営環境から、経営統合や経営形態を地方独立行政法人や指定管理者に移行する動きが加速しており、そのような状況を把握するとともに、今後の本院がどうあるべきかの共通認識を持つ視点から、職員研修の一環として、独立行政法人化についての研修会を開催した経緯はある。◎近隣の病院の現状から患者数が増加していることが待ち時間の長さに影響していることは、考慮に入れなければならないが、出来るだけスムーズに利用してもらえよう、職員一人ひとりが知恵と工夫による努力を重ねて行くことが肝要であると考えている。なお、今後は解決策として、オーダーリングシステムや電子カルテの導入等について、調査・研究していきたい。



増税に対する 救済措置の周知を

問 国会答弁では「課税所得が極端に大きく減った場合には増税部分が出てくる」と認めたとうえで「今年度に所得税が課税されない程度に所得が減った人を対象に、今年度分の住民税を税源委議前の額まで減額するという経過（救済）措置を設けている」としているが、市は承知しているか。これは本人からの申告が必要であるため、制度の周知は何よりのサービスになる。三月議会で要介護認定者の障害者控除について質問したが、その後の対応とあわせ答弁を求める。

答 今回の税制改正では、定率減税の廃止に伴う負担増はあるが、住民税と人的控除額の差に基づく負担増を調整する「調整控除」や「住民税における住宅借入金等特別税額控除」の創設により、所得額と控除額が前年と変わらない場合には、税源移譲の前後で住民税と所得税の合計税負担は変わらないように制度設計されている。しかし、平成十九年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなく

なった場合には、税源移譲による住民税の増額分を所得税で調整することが出来なくなってしまう。この場合の救済措置が、「年度間の所得が変動した場合の経過措置」であり、本人の申告に基づくものである。この救済措置制度の周知を図るとともに、来年度分の合計課税所得金額が確定した時点で、該当者をリストアップし、本人あてに申告書を送付するなど、該当者もれなく適用が受けられるよう取り組んでいく。なお、要介護認定者の障害者控除については、障害者手帳の交付者を除く要介護一から要介護五までの介護認定を受けた方に控除に関する文書を送付して周知していく。

市に雇用相談窓口 の設置を

問 不安定雇用の問題をはじめ男女の待遇格差問題、障害者雇用の問題、最低賃金問題などがあり、行政が乗り出さないと違法なサービス残業が横行するなど無法地帯化する危険がある。市民の生活の基盤としての職場、糧を得る現場に市はもつと関心をもつてよいのではないか。一つ

の形として雇用相談窓口を設置することを求めるが、いかがか。

答 まず、企業誘致や地場産業の育成などによる雇用の拡大に繋がる施策の充実に努め、相談窓口については、スタッフの配置、情報収集機能等を勘案し、相談窓口を常設する労働基準監督署や、ハローワーク等と連携する中で対応していきたい。



ハローワーク都留

年金生活者に「ゴミ袋」 の無料配布を

問 「百年河清を俟つ」というのが、黄河ならぬ家中川と桂川の水質の問題ではなくゴミの問題である。高齢者が川にゴミを捨てているのを何

度か見た。高齢者、特に年金生活者のくらしは大変である。国民年金だけで生活している人はさらに大変であり、生活保護基準以下の収入だから一円でも節約したいはずである。そこで、年金生活者にゴミ袋を一定数支給したらどうか。おそらく川のゴミは相減ると思う。ささやかな提案だが検討を求める。

答 今後の地方自治体には、ものを作ることよりもムードをつくることの方を優先する発想の転換が必要になると思われる。「ゴミを出さない、まちを美しくしよう」という意識を高め、タバコの投げ捨てをしないムードや、吸殻を拾う意識を育てる。そのため努力を市民との協働で重ねて行くことが地域を営営する上で、最も重要な視点になると思われる。家中川については、皆様の努力の継続が必ずや、将来澄んだ流れを取り戻すものと確信しており、行政も最大限の支援をして行かなければならないと考えている。家中川への指定ゴミ袋ごとの不法投棄も、しばしば見受けられる現状もあり、無料配布がどんな効果をもたらすか、調査・研究していきたい。

人事案件

五月十五日の本会議で、議員のうちから選任する監査委員について議案が上程され、満場一致で同意されました。

監査委員

○下谷 小保 武

六月二十九日の本会議で、教育委員会委員の任命について議案が上程され、満場一致で同意されました。

教育委員会委員

○小形山 日向 丈夫

六月二十九日の本会議で、固定資産評価審査委員会委員、固定資産評価員、桑代沢外17恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議案が上程され、満場一致で同意されました。

固定資産評価

審査委員会委員

○朝日曾雌 朝田 彦雄

固定資産評価員

○朝日馬場 小保 貴紀

桑代沢外17恩賜林保護

財産区管理委員会委員

○平栗 奥秋 皎明

○大幡 園田 寅次

○つる 鈴木 登

○夏狩 高山 淳

○中津森 小林 和夫

○大幡 柴田 勝彌

○中津森 田中 幸雄

都留市議会選出議員

五月十五日の本会議で、都留市議会議員選出議員の選挙が行われ、次の議員が当選されました。

大月都留広域事務組合 議会議員

上杉 実

近藤 明忠

小林 歳男

小保 武

武藤 朝雄

山梨県東部広域連合 議会議員

小林 義孝

小保 義之

藤江 厚夫

国田 正己

熊坂 栄太郎

山梨県後期高齢者医療 広域連合議会議員

上杉 実

【お詫びと訂正のお知らせ】

市議だより第百四十三号の内容に誤りがありましたのでお詫び申し上げます。以下のとおり訂正いたします。

盛里財産区管理委員会委員

(誤) 朝日馬場 清隆 孝也

(正) 朝日馬場 清水 孝也

議会日誌

四月

2日(月) 年度始め式

5日(木) 都留文科大学入学式

6日(金) 山梨県市議会議長会

正副会長・事務局長会議 (大月市)

13日(金) 第237回山梨県市議会議長会

定期総会(笛吹市)

22日(日) 都留市議会議員選挙

23日(月) 当選証書付与式

29日(日) 都留市制53周年記念式典

五月

10日(木) 全員協議会

15日(火) 臨時会

18日(金) リニア中央エクスプレス

建設促進山梨県期成同盟会

平成十九年度総会(甲府市)

21日(月) 常任委員会研修会

次回の定例会は九月に開会予定です。

問合先 議会事務局

電話 四三一一二二

内線(三〇〇・三〇一)

六月

4日(月) 議会運営委員会

全員協議会

7日(木) 第73回関東市議会

議長会定期総会(水戸市)

山梨県高速道路整備促進

期成同盟会総会(甲府市)

8日(金) 大月都留広域事務組合

議会臨時会

11日(月) 6月定例会 (開会)

19日(火) 全国市議会議長会第83回

定期総会(千代田区)

21日(木) 6月定例会(一般質問)

26日(火) 総務常任委員会

社会常任委員会

27日(木) 経済建設常任委員会

29日(金) 6月定例会 (閉会)

議会だより編集委員会

委員長 上杉 実
委員 小林 歳男
委員 藤江 厚夫
委員 熊坂 栄太郎
委員 谷垣 喜一
委員 水岸 富美男

